

# 喫煙可能室設置施設の届出について

## 1. 届出を行う飲食店

「喫煙可能室」を設置した既存特定飲食提供施設の管理権原者が届け出るものとされています。

※「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」の設置の場合、届出は不要です。

### 既存特定飲食提供施設に設置できる喫煙室

喫煙室の種類	喫煙できるたばこ	飲食等の提供	設置できる場所
喫煙専用室	紙巻きたばこ 加熱式たばこ	不可	施設の一部
指定たばこ専用喫煙室	加熱式たばこ	可	施設の一部
喫煙可能室	紙巻きたばこ 加熱式たばこ	可	施設の全部 または一部

### 「既存特定飲食提供施設」とは

次の全ての要件を満たす飲食店になります。

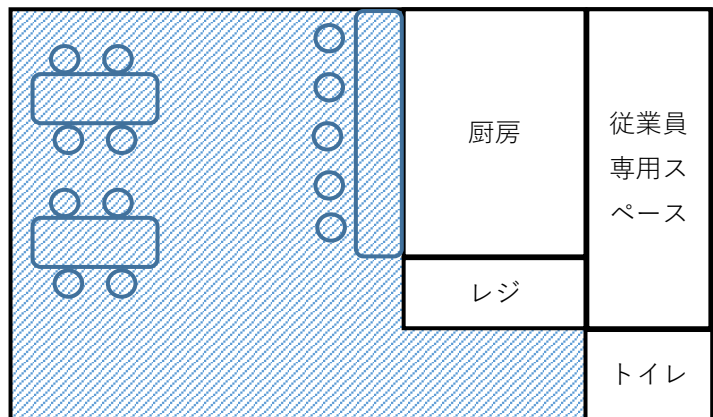
- ・令和2年4月1日時点で営業している
- ・個人が経営している、  
または資本金（または出資の総額）が5千万円以下の会社が経営している

（ 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社であっても、ひとつの大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社や、大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社は除く。 ）

- ・客席面積が100㎡以下である

「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

右の例では  が客席部分となります。



## 2. 喫煙可能室を設置した場合の義務

### (1) 喫煙可能室の基準

管理権原者は、喫煙可能室が次の基準を満たすよう維持しなければいけません。

設置形態	喫煙室の基準
施設の一部	① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
施設の全部	たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

## (2) 標識の掲示

管理権原者は、次のとおり、標識を掲示をしなければいけません。

喫煙可能室の設置形態	施設の一部		施設の全部
	喫煙可能室の出入口の見やすい箇所	施設の主たる出入口の見やすい箇所	施設の主たる出入口の見やすい箇所
記載項目	次の事項を記載した標識を掲示しなければならない。 ① 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨 ② 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨	喫煙可能室が設置されている旨	※左記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すればよい
標識例	 <b>喫煙可能室</b> Smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small>	 <b>喫煙可能室あり</b> Smoking room available <small>【喫煙】には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small>	 <b>喫煙可能店</b> Smoking area <small>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small>

## (3) 20歳未満の立入禁止

管理権原者・管理者は、客・従業員を問わず、20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはいけません。（施設の全部を喫煙可能室とした場合、20歳未満の者は店内立入不可。）

## (4) 書類の保存

管理権原者は、既存特定飲食提供施設である証明書類として、次の書類を備え、保存しなければいけません。

### ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

店舗図面等

### ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料

（喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。）

資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

## (5) 広告または宣伝

管理権原者は、喫煙可能室を設置した施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければいけません。

（ホームページや看板等の媒体において明瞭かつ正確に表示すること。）

## 3. 変更届

「喫煙可能室設置施設届出書」の「1 喫煙可能室設置施設」「2 管理権原者」の記載事項に変更があった場合は、管理権原者は変更を届け出るものとされています。

※変更の事実を証明することができる書類の添付が必要です。

## 4. 廃止届

喫煙可能室を廃止した場合（既存特定飲食提供施設に該当しなくなった場合も含む）、管理権原者はその旨を届け出るものとされています。